

育児・介護休業法+α - 第7回 -

事務所だより

第28号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

男性も積極的な育児休業取得を！その二

男性の育児休業取得率は？

育児に対する職場や社会全体の意識は徐々に変化していますが、男性の育児休業取得による育児参加には、抵抗感を示す声があります。

育児休業取得率のグラフからは男性育児休業取得率は平成二十二年約一・四％、平成二十一年約一・七％と低く、国が目標とする平成二十六年男性育児休業取得率一〇％達成は、現状からは厳しいのではないのでしょうか。

育児休業取得が浸透しない背景①

今だ『男性は仕事中心、女性の仕事・家事・育児』の役割分担が根強く、社会全体では、女性は仕事を持ちながら家事を行い、男性は仕事をすれば家事は結果的に家人任せもやむを得ない、という意識が依然として残っています。

このような意識の強い職場では男性が育児休業を申し出にくく、さらに要職に就いている場合にはその代替要員の確保が困難なため、敬遠されるケースがあります。

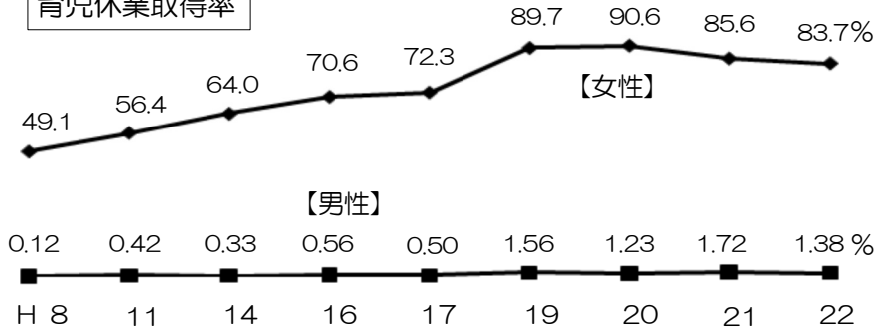
育児休業取得が浸透しない背景②

一方で女性を重要なポジションへ登用すると、家事・育児を理由に業務が滞るのではないかと懸念し、女性には課長職以上の要職へ配属しない企

業も少なくありません。その結果、同年代の『男性の収入V女性の収入』となり、収入の高い男性が育児休業を長期間取得した場合の家計への影響を考慮して取得をためらうケースがあります。

今回は、職場の育児休業規程を整備しようについて、掲載いたします。

育児休業取得率



Q 従業員の雇用に対する新しい助成制度ができたという聞いたのですが、どのような制度なのですか。

雇用増加で税金が軽減？！

A 今回の新設された制度は「雇用促進税制」といい、助成金や支援金ではなく税制優遇制度として創設されました。概要としては、前年よりも五人以上（中小企業は二人以上）、かつ一〇％以上従業員を増やした事業主が、法人税または所得税の税額控除の適用を受ける制度です。適用対象事業主の要件として、青色申告書を提出し、適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないことなどが挙げられます。

従業員増加一人につき二〇万円の税額控除が受けられますが、当期の法人税額または所得税額の一〇％（中小企業は二〇％）が限度となります。

なお、適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」をハローワークへ提出が必要です。その後事業年度末に、雇用促進計画達成の確認を受けるためにハローワークへ達成状況を提出し、確認印の押印された書類の写しを税務署への申告書に添付し、税額控除の適用を受けます。

「ねんきん」
無料相談受付中

万一のことがあっても、黙って待つだけでは年金を受給することはできません。

年金事務所や年金相談センターに
★ 行く時間が無い方
★ 遠くて行けない方
ぜひご利用下さい

二十四時間受付(※)
しています

※受付のみとさせていただきます。
回答は、受付日の翌々営業日となります。

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。

お客様の個人情報、弊所の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

メールでご相談の方

メールアドレス
k-fujita@k-fujita-sr.com

FAXでご相談の方

FAX番号
075 (571)8611

年金確保支援法が成立！

年金確保支援法ってなに？

年金確保支援法は、将来の無年金や低年金を防止し、また現在の無年金や低年金の方の救済を図ることを目的に一年以上をかけて国会で審議され、ようやく成立に至りました（平成二十三年八月一〇日公布）。

正式には「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」といいます。

今回の年金確保支援法成立による年金受給への最も身近な影響点を二点紹介します。

年金受給への影響その一

国民年金第三号被保険者（※①）期間のうち重複する第三号被保険者以外の期間が判明した方の保険料納付済期間の扱いが変更となり、判明した第三号被保険者以外の期間の記録訂正を行っても、当初から保険料納付済期間となります（図1参照）。

法施行日前までは、記録訂正された期間より後の第三号期間は、記録訂正申出日や三号届出日を保険料納付日とみなしていました。その結果、年金受給要件の一つである『納付要件』が満たせないことを理由に、老齢年金受給開始の遅れや障害年金不支給処分となりました。しかし、今回の法施行（平成二十三年八月一〇日）によって当初から保険料納付済期間となりますので、前述の問題が解消される場合があります。

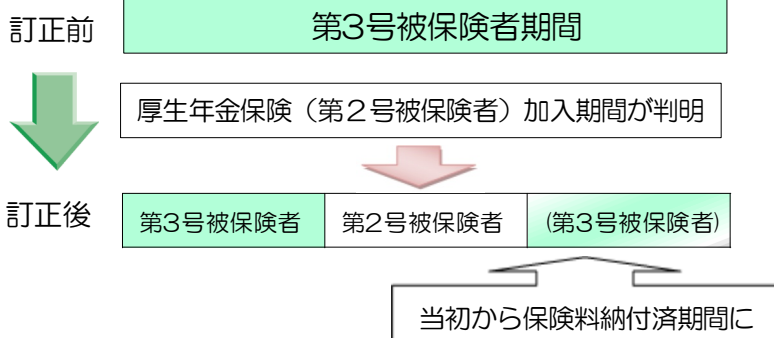
年金受給への影響その二

国民年金保険料の納付可能期間が、期限付（※②）で『二年』から『一〇年』に延長されます（図2参照）。

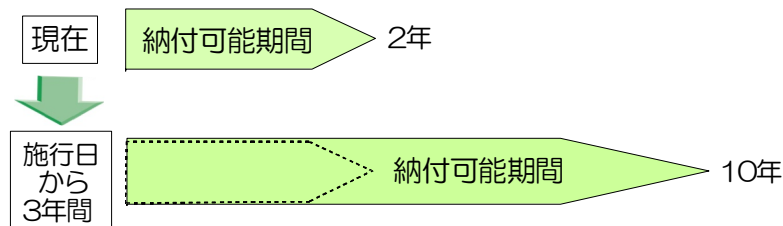
現在六〇歳未満の方で保険料納付期間不足のため将来年金受給に結び付かない恐れのある方や、現に六〇歳以上の方で年金受給できない方は、この延長を利用して納付し、未納期間を減らすまたは無くすることができず、その結果、年金受給に結び

付くことがあります。ただし、二年経過後の保険料は、国債利率を基礎とした加算額もあわせて納付しなければなりません。また、相当長期間の未納期間がある方には、さらに六〇歳から国民年金任意加入制度を利用し、年金受給に結び付けることとなります。

（図1）



（図2）



※① 国民年金加入者のうち、厚生年金保険や共済組合加入者に扶養される配偶者

※② 平成二十四年一〇月一日までの間に政令で定める日を施行日として三年以内の間

九月の労務手続
「提出先・納付先」

一〇日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」
○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」

三〇日

○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

我が家の観音竹に初めて花が咲いています。どうやら縁起の良いものらしく、咲き終わるまでずっと水遣りをしています。

テーブルヤシにも黄色い花が3年連続咲き、こちらも珍重しています。（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

E-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com